

元医対第 1025 号
令和元年 11 月 1 日

松山市保健所長 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

標記について、厚生労働省医政局長から令和元年 10 月 29 日付け医政発 1029 第 5 号にて通知がありましたので、お知らせします。

なお、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人愛媛県訪問看護協議会には別途通知していますことを申し添えます。

※医療機関向け周知として、愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>) にも掲載しています。

[健康・医療・福祉>医療>法令・計画等>医療関係通知集](#)

[担当]

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

医療対策課地域看護係

担 当 : 吉田

TEL (089) 912-2406 (内 3655)

FAX (089) 921-8004

E-mail : yoshida-masami@pref.ehime.lg.jp